

## 一 由 倶 楽 部 規 約

### 第一章 総則

第一条 本倶楽部は「一由倶楽部」(いちゆうくらぶ)と称する。平成11年4月設立。

第二条 本倶楽部は政治家小沢一郎先生の大局観に立った国を愛する真情と その政治理念および政策を全面的に支援し協力することを目的とする。

第三条 本倶楽部は その目的を達成するために次のことを行う。

1. 会員名簿(部外秘)の発行。但し、幹事長一任管理とする。配布しない。
2. 会報の発行(年2~4回) 随時。
3. 各種情報の入手・交換・伝達。
4. 小沢一郎先生への積極的な選挙協力、および小沢門下生の応援。
5. その他 本倶楽部の目的に沿った会員の導入。

第四条 本倶楽部の本部事務所は東京都世田谷区喜多見5-8-4 パティオ成城201号に置く。

### 第二章 会員および役員

第五条 会員  
本倶楽部の趣旨に賛同し、入会を申し込んだ個人を会員とするが、人選には慎重を期す。幹事長の承認を必要とする。

第六条 役員  
副会長2名 幹事長1名 副幹事長 若干名とする。会長は置かず当倶楽部の会議案、人選、財政、渉外等全ての運営と権限は幹事長が担う。  
本倶楽部の最高責任者は幹事長とする。総会において選出するが事案により役員召集で決定される場合もある。  
役員任期は2年とするが再任は妨げない。

第七条 会員および役員がやむを得ない事情で退会もしくは役員辞退を申し出た場合、または本倶楽部の方針にそぐわない、と、みなされ規約違反などの働きかけを行った事実があれば役員会を招集し審議した結果、退会勧告、役員辞任勧告、除名などの処分を決定することができる。  
また、役員召集が困難な場合は副会長、幹事長が話し合い幹事長の権限で処分が実行できるものとする。

### 第三章 総会および会議

第八条 本倶楽部は定期会議および講演会を年4回「小沢一郎政経フォーラム」と同日開催(4月 7月 9月 12月)とする。但し、政局の情勢や諸般の事情により前後する場合もある。そのうち10月を総会とするが、あくまでも諸般の状況を優先し、対処していくものとする。  
臨時で新年会、暑気払いなど季節ごとに親睦を兼ねた懇親会を開催することもある。

第九条 緊急を要する会議や案件が発生した場合、或いは幹事長が事故や、やむをえない事情が任期中に生じた場合、副会長が代行する。

1. 会議の議題は会員から申し出があった場合も含み役員会が決定する。
2. 本倶楽部の規約を変更または付随する事項がある場合は総会において全会員数(委任状も含む)三分の二以上の同意を得なければならない。

しかし、緊急を要する事件や、緊急に処理すべき案件は役員の賛同、意見の合意がなされた場合、連絡の上、郵送やメール、FAXにて処理、決定できるものとする。

第十条 年4回の定期会議のうち1回は小沢一郎氏の講演を委嘱する。後の3回は小沢門下生の国会議員を委嘱する。その講師の選任に当たっては幹事長の主導で決定する。

#### 第四章 会計

第十一条 会員は年会費として一般会員1万円、特別会員2万円を指定された郵便振替口座へ規定期日までに納入する。

特別会員には特別会員証を発行する。諸般の状況により年会費の金額変更もあるものと思われる。

会計は幹事長が担当し、副会長1名、副幹事長1名が会計監査に当たる。幹事長は、総会において決算報告書および監査報告を行うことを基本とするが、必ずしもそれを断行するものではない。その時の諸般の状況を勘案し、決算報告書は郵送の場合も認めるものとする。

第十二条 本倶楽部の会計年度は毎年10月1日から始まり翌年の9月30日に終わるものとする。

第十三条 年会費の納入に当たっては振込票の到着後、速やかに納付する。一ヶ月以内を期限とし2年以上にわたって納付しない者は会員としての資格を失うものとする。あえて本倶楽部より資格喪失の連絡は行わないが、会員である覚もなく未納が継続している場合、本倶楽部が自動的に名簿から名前を抹消することができる。

附則 この規約は平成11年4月1日より実施する。  
この規約は平成15年10月1日に一部改正する。  
この規約は平成16年11月8日に一部改正する。  
この規約は平成17年4月2日に一部改正する。  
この規約は平成18年7月13日に一部改正する。  
この規約は平成21年8月25日に一部改正する。  
この規約は平成22年8月24日に一部改正する。  
この規約は平成26年11月1日に一部改正する。